

令和8年度シンガポール高付加価値旅行者向け旅行商品造成・販売促進業務 委託仕様書

1 業務の名称

令和8年度シンガポール高付加価値旅行者向け旅行商品造成・販売促進業務

2 業務の目的

本県の有力誘客市場であるシンガポールにおいて、高付加価値旅行者の誘客を推進するため、シンガポール現地において高付加価値旅行者を顧客に持つ旅行会社と連携し、旅行会社招請や情報発信、顧客向けイベントの開催などを通じて本県への誘客の実現を図り、訪日外国人旅行者による旅行消費額増加につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約の日から令和9年2月19日（金）まで

4 業務の内容

(1) 富裕層向け現地旅行会社の招請

以下の旅行会社に関し、商品造成や送客に結実する有力なスタッフ又は関係者を新潟県内に招請し、本県を含む旅行商品の造成、送客につなげることを。

この場合において、招請の規模等及び造成される旅行商品は以下の要件を満たすものとする。

【旅行会社】

高付加価値旅行商品を取り扱う現地旅行会社 2社2名以上

※ うち少なくとも1社1名は、新潟県への送客実績が十分にある現地旅行会社とすること。

また、招請対象者は個人向けに個別にアレンジをする高付加価値旅行を主力とする旅行会社、又は高付加価値旅行を扱う部門を有する旅行会社とし、一般の募集型団体旅行を専門に販売している旅行会社は除く。

なお、提案に際しては具体的な旅行会社名を提案し、旅行会社との間である程度招請を受けることについて調整を済ませていること。

【招請の規模等】

時期：令和8年12月までの間で相手方のニーズに応じて調整すること。

期間：4泊5日以上で相手方のニーズ及び委託費の範囲で適切な日程を調整すること。

人数：各社1名程度で相手方のニーズ及び委託費の範囲で適切な人数を

調整すること。

行程：高付加価値旅行者に訴求可能な行程を提案すること。その際、リゾート開発が進められている妙高エリアを含めた本県各地の多様な観光資源を組み合わせ、広域的な周遊導線を意識した構成とすること。

また、招請は旅行会社ごとにテーマを設定し、内容を分けて実施すること。なお、少なくとも1社については、アウトドア・アクティビティを切り口とした行程とすること。（招請全体で新潟市及び佐渡市内の宿泊を含めること）

【旅行商品の条件】

- 本県3泊以上する商品を2本以上造成すること（造成する旅行商品全体で新潟市及び佐渡市内の宿泊を含めること）。
- 他県を含む旅行商品とすることは妨げないが、新潟をメインとする商品であること。
- ※ 単発ではなく、継続的な送客を想定したものとするよう、事前に旅行会社と本事業の趣旨をよく確認すること。

【旅行会社との折衝・フォローアップ】

- 招請の実施に当たっては、事前に招請する旅行会社に対し、本事業の趣旨と求める成果について、確実に説明し、招請成果が最大化するように折衝すること。
- 行程や日程の調整等については、委託者と連携して相手方のニーズを踏まえながら調整すること。
- 招請後は、そのフィードバックはもちろん、造成や送客に向けたフォローアップを確実に行うこととし、短期成果に加え、継続的な送客につなげること。

【招請に関する委託者との連携、役割分担】

- 招請に関して必要な旅費、宿泊費、コンテンツ体験料、食費等は、全て委託料に含めるものとする。
- 被招請者へは英語で対応するものとし、通訳案内士等を手配すること。英語及び日本語が堪能で、日本文化や観光知識に長ける者を1名以上手配すること。
- 通訳案内士等のほか、アテンド、手配に係る業務は委託料に含めること。
- 招請に当たっての留意事項は以下のとおり。
 - ・ 被招請者について旅行保険に加入すること。
 - ・ 宿泊は、高付加価値旅行者に訴求可能な施設とし、1名1室とすること。

- ・ 県内移動は新幹線や船を除き、原則として専用車又は受託者が運転するレンタカー同乗とすること。
- ・ 各訪問先において、可能な限り施設管理者又は滞在地域関係者の同行、解説を手配することとし、特に宿泊施設については、部屋及び施設のインスペクションを必須とすること。
- ・ 被招請者の健康管理に留意することとし、体調不良等異常が生じた場合は、速やかに委託者と協議の上適切な対応をとること。

(2) 現地メディア等の招請

現地メディアやインフルエンサー等を招請し、情報発信を行うことで、現地の高付加価値旅行者層を中心とした消費者層に対する新潟県の認知拡大及び訪問意欲獲得を図ること。

- 高付加価値旅行者に訴求するメディア又はインフルエンサー等を選定し、提案すること。
- 行程については、4(1)の旅行会社招請の行程と合わせること。(4(1)の行程全てを訪問する必要はない)
- 招請時期や招請に当たっての留意事項は4(1)に準ずるものとする。
- 4(3)の取組とも連携し、イベントの告知やパートナーシップ広告の実施も含め、高付加価値旅行者層への効果的な情報発信及び誘客に繋がる内容を提案すること。

(3) 招請対象旅行会社と連携した顧客向けイベントの開催

イベントに先立ち招請する4(1)に記載の旅行会社のうち1社以上と連携し、シンガポール現地において顧客等向け商品説明会を1回以上開催すること。

ア 開催時期・内容等

- ・ 委託者の指示のもと、旅行会社と開催日程、内容等の調整を行うこと。
- ・ 商品説明会は、現地の高付加価値旅行者のニーズに沿う内容で開催するものとし、新潟県の日本酒を含む県産食材を使用した料理等を提供することで本県の食文化の魅力を来場者へ訴求する内容とすること。その開催場所についても来場者の特性に合った会場を選定し提案すること。また、イベントは令和9年2月上旬までの間で、造成する商品の販売時期として適切な時期を提案すること。

イ 開催経費の負担

開催にあたり、必要な経費は委託料に含めることとするが、一部旅行会社負担とすることは妨げない。

ウ 開催結果のフォローアップ

開催後の問い合わせ状況、成約数等について、フォローアップを行うこと。

(4) 自由提案

本仕様書に定める事業内容と併せ、新潟県への高付加価値旅行者誘客に資する自由提案を行うこと。

5 事業効果測定

本事業の効果測定については、以下により実施する。

- ・ファミトリップの視察アンケートの実施
- ・旅行商品造成数
- ・新潟県への旅行に関する問い合わせ件数
- ・新潟県への送客数*

※招請のタイミングにより、送客が次年度になる場合には、1月末時点での販売状況を報告すること。

- ・メディア等を通じた記事等掲載媒体での掲載数及びリーチ数等

6 KPIの設定

受託者は、本業務の目的達成に向け、適切なKPIを設定すること。

KPIは、商品造成数、問い合わせ数、送客数、イベント成果等、本業務の成果を適切に測定できる指標とし、具体的な数値目標を含めて提案すること。

また、事業期間中においてKPIの進捗を管理し、達成に向けた改善策を適宜講じること。

7 その他

- (1) 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる事項については、発注者と協議の上、業務の一部を委託して行うことができる。
- (2) 当事業において取り扱う個人情報については、個人情報保護法、新潟県個人情報保護条例、新潟市個人情報保護条例及び佐渡市個人情報保護条例に準じて、適正に取り扱うものとする。
- (3) 受託者は、本事業の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。
- (4) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権は全て発注者に帰属する。
- (5) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ発注者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (6) 9に示す新潟インバウンド推進協議会（新潟県全域）、新潟市及び佐渡市の予算の負担割合に応じて事業を構築し、実施すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び本事業の進め方について、調整や疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議をした上で実施すること。

8 成果品（報告書）の納入

(1) 納入期限

本業務の実施内容、成果、課題等を整理した事業報告書を以下の期限までに納入すること。

期限：令和9年2月19日（金）

(2) 納入場所

新潟インバウンド推進協議会、新潟市及び佐渡市

(3) 納入方法

A4サイズをPDFファイルで電子納入すること。

※様式は任意とするが、画像など視覚的に認識しやすいものと文字説明を組み合わせ、大冊にならないように簡潔明瞭にまとめること。

9 事業予算

総事業費 8,000,000円（税込み）

内、新潟インバウンド推進協議会が5,000千円、新潟市が1,000千円、佐渡市が2,000千円をそれぞれ契約し事業を実施する。